

景観形成基準チェックシート

「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は三重県景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺景観の特性				
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
1 共通的事項	① 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。			
	② 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。			
	③ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。			
2 個別的事項	① 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、増築、改築若しくは移転、 ア 配置及び規模	a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。		
		b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。		
		c) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。		
		d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。		
		e) 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。		

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個別的事項	① 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ア 配置及び規模	f) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。		
		g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。		
	イ 形態及び外観	a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。		
		b) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。		
		c) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。		
		d) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。		
		e) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。		
		f) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。		
		g) 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。		
		ウ 色彩	a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	
			b) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。	

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個別的事項	① 外観を 変更 する こと と なる 修繕 若し くは 模様 替又 は色 彩の 変更	エ 素材	a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。	
		b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。		
		c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。		
		d) 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。		
	オ 緑化	a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。		
	b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。			
	c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。			
	カ その他	a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。		
	b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。			
	c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。			

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
2 個別的事項	② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉋物の掘採を除く。） （変更後の土地の形状、修景、緑化等）	ア できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。	
	イ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。		
	ウ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。		
③ 土石の採取又は鉋物の掘採の方法、採取等後の緑化等	ア 土石の採取又は鉋物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。		
イ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。			
④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物の集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	ア できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。		
イ 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。			
ウ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。			